

猫の飼い方、つきあい方の注意点



室内飼育のすすめ

室内で飼えば近隣の人の家に出入りすることもなく、苦情、迷惑防止となります。また、交通事故や他の猫とのケンカ、病原菌感染、他の人による餌付け、などのリスクも減らすことができます。ただし、室内でも火災や危険物の誤飲などの安全対策は必要で、かつ猫が快適に、退屈しないよう、運動のできる生活環境を整えてやることが必要です。

飼い主の責任（終生飼養）

猫を飼いはじめるとなればいつか死んでしまう。飼い主のもとを離れては野良猫となり、嫌われものとなるか、生きていいくことができません。最後まで責任をもつて飼いましょう。

最近、猫が敷地内に入りこんでゴミをする、いろいろなものを荒らす、などの苦情が寄せられています。猫の飼い主の方は、次の点に注意しましょう。

飼い主の意識

猫は性質上、放っておくと自由に動きまわり、あちこちに出入りします。そのため、周囲の人々に迷惑がかからないようにする対策等、飼い主の意識がポイントとなります。

不妊去勢手術を

猫は繁殖力が強く、放っておくとすぐに増殖します。避妊去勢手術を受けさせ、自分の猫の管理を行ってください。

迷子対策を

猫の首輪等に飼い主の名前や連絡先を記録した名札など（最近はマイクロチップを埋め込む方法もありますので動物病院に相談してみましょう）をつけ、万一、猫が迷子になってしまっても飼い主が判明するように対策をとりましょう。

無責任な餌付けはしないようにしましょう。

飼い主という意識もなく、かわいいからといって野良猫に無責任な餌付けを行うと、ふん尿、鳴き声、抜け毛など、周辺の方への迷惑となります。また、他の誰かの飼い猫の可能性もあります。無責任な餌付けはしないようしましょう。

動物の遺棄・虐待は犯罪です。

動物をみだりに殺し、傷つけ、あるいは工場や水を与えるに衰弱させる、病気を放置するなどの虐待、もしくは遺棄することは絶対に行わないようにしましょう。もし行った場合は法律の定めにより、懲役または罰金が科せられます。

ご存じですか？

検察審査会制度

交通事故、詐欺、脅しなどの犯罪の被害にあつたが、検察官がその事件を裁判所に起訴してくれない。このような不満をお持ちの方は、米子検察審査会事務局（☎ 0859-22-2205）にご相談ください。費用は無料で、秘密は固く守られます。

平成26年度 ふぐ処理師試験

◆試験日時
平成27年1月22日（木）

10時～（学科）
13時～（実技）

◆試験会場

伯耆しあわせの郷（倉吉市

◆受験手続

小田458

12月8日（月）～19日（金）まで（土・日・祝日を除く）

に西部総合事務所生活環境局に申し込んでください。

◆問い合わせ先

西部総合事務所生活環境局
☎ 0859-31-9321